

### (3) 子ども青少年行政のあり方に関する調査研究

#### 1) 研究のねらい

- ・少子化は進み（市合計特殊出生率 1.42 / H15）、児童虐待・いじめ・不登校なども深刻化しており、子どもをめぐる問題の対応は難しさを増している。市は、これまで以上に、様々な分野で実施されている子ども施策を、より効率的・効果的に展開する必要がある。
- ・そこで、家庭・地域・学校・行政が、子育て・子育てを総合展開するためには、また、市が子ども施策を総合化するためには、どのような取り組みや方策が必要なのかを調査研究することとした。

#### 2) 経 過

- ・研究方式 庁内共同研究 / 政策研究チーム「子ども青少年研究会」設置（H16.7.15）  
12部門で構成，リーダ－会議（2），会議（10）
- ・研究の流れ 問題点の洗い出し（16.7） ワークショップ実施  
勉強会の実施（16.8） 「日本型子育てシステムの特質と課題」遠藤宇大教授  
研究テーマの検討（16.10～17.2） 役割の明確化など4つのテーマについて議論  
調査の実施 サービス利用調査（16.12～17.1），先進都市事例調査（17.2）  
提案の検討（17.2～3） 条例の制定，計画の策定，連携強化の方策

#### 3) 研究結果

これからの「子ども青少年行政」の取り組み方向

「子育て」における役割の明確化

- ・子育てについて単に役割を分担するのではなく、まず、家庭や地域などが本来持つべき役割を明確にして、次に、支援すべきところや補完すべき部分を見定めながら最終的な役割を決めるべき

子どもの視点を取入れた施策の展開

- ・子どもが大人の支援を受けながらも自ら成長を遂げていけるような「育ち」に関わる施策も重視していく必要がある。そのためには、多くの大人が子どもを権利の主体として認めていくことが不可欠
- ・子どもを一人の市民として捉え、子どもの意見を十分に聴き、施策・事業に反映することは重要である。そのために、子どもの意見表明の「場」や「システム」が必要

子ども青少年施策のあり方

- ・共通目標の設定 / ライフステージごとに身に付けたい・付けさせたい「力」を明らかにして、これを「共通目標」にして、子ども自身や家庭，地域，学校等が取り組む
- ・一貫性のある施策の展開 / 「共通目標」の実現のため、次のライフステージの取り組みを念頭に置きながら、施策事業を展開することが必要
- ・施策間の連携の強化 / 一人の人間を総合的にサポートするためには、保健福祉施策や青少年施策と教育施策が、これまで以上に「連携」することが必要

## わかりやすい行政サービスの提供

- ・サービスの「専門性」と窓口の「総合化」は相反するが、市民サービスの向上のためには、窓口と所管課を上手く「つなぐ」しくみを検討する必要がある

## 「子ども青少年行政」の具体的推進策

### 「子ども青少年行政」の目標等の明確化に向けて

- ・市民とともに子ども施策を推進するため、目標や役割の基本理念を条例によって明らかにし、その理念を受けて基本方針の具体化や施策事業の体系化、事業の目標値の設定を計画策定により行うなど、子ども施策を総合的に展開できるしくみをつくって行くべき

子ども条例の制定 / 子どもの権利保障を踏まえたうえで、子育て・子育ての推進に必要な理念や具体的方策、施策の評価・改善を盛り込んだ条例を制定

子ども総合計画の策定 / 子ども施策全体を包括し、施策事業の進行管理や施策事業間を調整する機能を持った計画を策定

### 「子ども青少年行政」の連携強化に向けて

- ・施策の連携強化においては、子ども施策の主たる担当部門が市民生活部、保健福祉部、教育委員会事務局となることから、市長部局を越えた「連携・調整」が十分確保されるしくみが必要。また、「子どもの健全育成」というテーマが「虐待」「不登校」など難解な課題や幼保小連携のようにライフステージ間の問題を抱えていることから、子ども施策について高い「専門性」を持った組織が必要

推進組織の設置 / 子ども施策推進本部の設置

専門組織の設置 / 市長部局に部レベルの組織（子ども部）を設置